農地の売り買いや貸し借りをお考えの方へ

農地の売り買い。貸し借りには許可が必要です 1

自分の農地なのに、どうして売り買いや貸し借りに許可が必要なの?

農地は、私たちの食生活に必要な食料の大切な生産基盤です。耕作面積が少なく、食料自給率が低い日本では、優良な農地を大切に守っていく必要があります。このため、農地の売り買いや貸し借りには一定の規制を設ける許可制度が採用されています。この制度は、資産保有や投機など「耕作しない目的」での農地の取得を規制し、一方で効率的に利用ができる人に農地を委ねるというものです。

農地の権利移動には、農地法第3条または農業経営基盤強化促進法(利用権)による手続きが必要です。 具体的な手続き方法は、農地や借りる人の状況によって異なりますので、

農地を売り買い・貸し借りされる前に、かならず農業委員会へご連絡ください。

農地の「利用状況調査」へのご協力をお願いします

農業委員会では、耕作されていない農地(遊休農地)や、違反転用された農地等の把握と発生防止のために、 毎年、農地法の規定に基づき、農地の「利用状況調査」を行っています。

今年も夏から秋にかけて、地域の農業委員が中心となって現地調査を行い、必要に応じて農地に立ち入らせていただく場合があります。

また、調査終了後は、遊休農地等をお持ちの方に、農地の適正な利用を図っていただくためご連絡をさせていただく予定です。

本調査の趣旨をご理解いただき、皆様のご協力をお願いいたします。

農業者中金受給權者現況届の提出をお願いします

6月3日(月)より、農業者年金受給権者現況届の提出を受付開始いたします。現況届は、農業者年金受給権者の方が農業者年金を受給する資格があるかどうかについて、毎年1回確認するためのもので、農業者年金を受給し続けるために必要な手続きとなります。

6月28日(金)までに、忘れずに農業委員会まで提出頂きますようお願いいたします。

郵送でも受け付けてもらえるの?

郵送でも受け付けできます。なお、ご住所等に変更がある場合は、手続きが必要ですので、 直接農業委員会事務局へお持ちいただくか、郵 送前にご連絡ください。

<郵送での現況届提出先>

T060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所15階 農業委員会事務局 宛

最近、引っ越したんだけど・・・

農業者年金の住所変更届の提出はお済みでしょうか? (区役所での住所変更手続きとは別のものですのでご注意ください!)

お済みでない場合は、農業委員会事務局へご 連絡ください。農業者年金住所変更届の書類を 郵送させていただきます。

問い合わせ先

農業委員会事務局

Tel.211-3636